

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

平成に入り、最悪の豪雨被害をもたらした西日本を中心とする7月豪雨。これにより大きな被害を受けた被災地では、官民の関係機関やボランティアによる復旧・支援活動が継続して行われている。

○災害派遣福祉チーム(DWAT)始動 ～岡山・岩手・京都の3チーム

岡山の避難所では、福祉専門職などで構成された災害派遣福祉チーム(DWAT)による支援活動も始まった。

DWATは、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職4~6人でチームを構成。避難所などで暮らす高齢者や障害者などの災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、不安・ストレスの軽減、生活再建に向けた相談支援活動に当たる。被災地で機動的に医療サービスなどを支援するDMAT(災害福祉チーム)の福祉版。

特に被害の大きかった岡山県では、7月9日に災害支援ネットワーク会議が開かれ、DWATによる避難所調査の実施を決定。7月10日~11日に京都府DWATの協力を得て調査した。

また、7月10日には倉敷市真備町の避難所にDWATの派遣を決定。活動実績がある岩手県にアドバイザー役としてDWAT派遣を依頼した。

依頼を受けた岩手県のDWAT事務局を務める同県社協は職員らを7月11日~17日に先遣隊として派遣。岡山県社協と連携して避難生活者の支援ニーズなどを確認したうえ、岩手県は募集した福祉施設や病院に勤める社会福祉士や精神保健福祉士や精神保健福祉士など4人の第1次チームを7月18日~24日に岡山県に派遣し、相談支援活動などを始めた。第2次チームの派遣も決定している。

* DWAT(Disaster Welfare Assistance Team)

東日本大震災後に岩手県や京都府などで設置され、現在27都道府県に設置。都道府県単位で全国に設置を進めたい厚生労働省が地方自治体法に基づく技術的助言として今年5月にガイドラインを出した。

○全社協、3県(岡山・広島・愛媛)へ職員派遣

全国社会福祉協議会は7月20日に開いた都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長セミナーの決定を踏まえ、7月27日から被害が大きかった岡山・広島・愛媛3県へ全国規模での職員派遣を始めた。

これまでは西日本の社協を中心に災害ボランティアセンターの運営支援などをしてきたが、今後は8月中旬をめぐり1週間あたり約150人を3県に派遣。生活福祉資金の特例貸し付け実施のための職員派遣も行う。

また、16団体で構成する社会福祉施設連絡協議会で義援金の募集も始めた。

日本社会福祉士会は岡山県社会福祉士会からの協力依頼を受けて、支援のための会員を募集。8月1日～10日まで倉敷市真備町の全世帯を訪問してニーズ調査を行うほか、9月末まで自治体などを側面支援する。

日本介護支援専門員協会は、現地の介護支援の後方支援や被災高齢者の実態把握などをする会員を募集。倉敷市や広島県呉市などで調査活動を行っている。

○死者8割は「要支援者」 岡山・真備市 名簿を避難に活用できず

西日本豪雨で広範囲にわたり浸水被害が発生した岡山県倉敷市真備町地区で市が身元確認した死者51人の約8割にあたる42人が、障害者や高齢者で自力で避難することが困難な「要支援者」だったことが分かった。市は要支援者の氏名や住所を記載した「避難行動要支援者名簿」を作成していたが、国が推進する、要支援者への具体的な避難手順などを定める「個別計画」は策定しておらず、避難行動に影響を与えた可能性がある。

東日本大震災で多数の犠牲者を出したことを教訓に国は平成25年、災害対策基本法を改正。要支援者をまとめた名簿の作成を全国の市町村に義務付けた。一方、個別計画は総務省消防庁が市町村に策定を推進しているにとどまる。

市は今年5月末現在、市全域で9万9,665人の要支援者を確認。名簿を作成し、うち4万1,436人については名前や住所などを地域の民生委員や自主防災組織と共有していたが、個別計画の策定には至っていなかった。

市によると、真備町地区では、死者42人のうち34人の名簿が地元の民生委員らに提供されていた。提供を受けていた民生委員の男性(70歳)は、自身も被災して名簿が水没。「(名簿の)活用方法を知る前に水害が来てしまった」と振り返る。

消防庁によると、個別計画は、市町村と民生委員や自主防災組織が協力して策定する。要支援者を避難させる場合、地域住民らが避難を支援する役割を担うが、そうした点で「計画策定が難航するケースが多い」(同市防災危機管理室の担当者)という。

同市では、「緊急時に常に要支援者と逃げるのは困難」「災害発生時に要支援者の命にまで責任は持てない」などの理由で支援役が決まらなかったこともあったといい、担当者は「支援役の住民の負担を考えると計画策定も難しい」と打ち明ける。

消防庁の調査によると、昨年6月時点で、全国の93.8%の市町村が名簿を作成済み。同庁担当者は「大災害が相次ぐ中で、名簿を重要な情報だと自治体、住民双方が認識し、適切な個別計画策定に役立ててほしい」と呼びかけている。

〇423施設が被災 ～利用者702人は避難生活

西日本豪雨の被害の全容がほぼ明らかになった。消防庁のまとめ（8月1日午前11時45分現在）では、33都府県で死者・行方不明者229人、住宅の損壊4万7,074棟に及ぶ。

厚生労働省のまとめ（8月1日午前10時現在）では、福祉施設は高齢者施設13府県257カ所、障害者施設9府県63カ所、児童施設・保育所9府県103カ所の計423カ所が被災。

6府県38カ所の保育所や放課後児童クラブが今も閉鎖中で、7府県32カ所の高齢者施設や障害者施設の入所者702人が他施設や病院に避難している。

避難所運営ゲーム「避難所HUG（ハグ）」

『もし、あなたが避難所の運営をしなければならない立場になったとき、最初の段階で殺到する人々や出来事にどう対応すれば良いか。』

私たちはつい「避難所は市町の職員が運営してくれるもの」と思ってしまいが、大震災ともなると、同時に数多くの避難所が立ち上がるうえ、避難所生活が長期にわたることも多い。でも職員は家屋の倒壊状況の調査といった「復興・再建」に向かうため、「避難所運営」にかかわり続けることができないという。

避難所生活が長くなるほど、住民同士で助け合う「共助」が必要になるというのは、過去の震災のケースを見ても明らかだ。

避難所HUGは、「平常時から、住民が避難所運営について考えられるツールがあるといい」と考えて生まれたカード型の避難所運営ゲームで、2007年に静岡県の職員が発案。

避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験する。

プレイヤーは、このゲームを通して災害時要援護者への配慮をしながら部屋割りを考え、また炊き出し場や仮設トイレの配置などの生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して、思いのままに意見を出しあったり、話し合ったりしながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができる。

「マニュアルを覚える」のではなく、「自分たちで考え、心づもりをする」ことが、このゲームの最大の役割。

避難する側も避難所運営を模擬体験すれば「いかに大変なのか」が分かり、「私も手伝えないか」という『共助』の視点を持つことができる。受け身にならず、主体的に参加することで会話やネットワークが生まれ、孤立を防ぐことにつながる。

* HUGは、H(hinanzyo避難所)、U(unei運営)、G(gameゲーム)の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味。

避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられた。

▽詳しくはこちら▽

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/hinanjyo-hug/about.html>

医療的ケア児 専用車両で通学送迎 ～東京都

生まれた時からの病気や障害により、たんの吸引や栄養剤の注入などの医療的ケアが欠かせない医療的ケア児（医ケア児）の通学を支えようと、東京都は7月9日から専用通学車両の試験運行を都立肢体不自由特別支援学校3校で実施し注目を集めている。

東京都は安全確保のため、通学バス乗車中に医療的ケアが必要な場合、保護者による送迎を原則としているが、看護師同乗の専用車両を用意し、ケアと送迎を代行できるようにした9月以降の2学期から都立肢体不自由特別支援学校で順次運行を開始し、全18校での本格実施をめざす。

ただし、人工呼吸器を使用している場合は対象外になる。また、今年度から2年間、特別支援学校に常駐する看護師が人工呼吸器の操作も行なうモデル事業を光明学園（東京都世田谷区）で実施。受け入れ態勢への整備へ動きが出てきた。

光明学園の田村統括校長は「人工呼吸器があっても、親の付添いなしで通学し授業を受けさせたいと願う保護者もいる。可能性を広げられるよう、慎重に事業を進めたい」と語った。

医療的ケア児は、1日のうちで長時間にわたりケアが必要になる。そのため、共働き世帯なら一方の親が仕事を辞めざるを得ないことも多く、まとまった睡眠が撮れないなど負担は大きい。家族の休息や働く機会を提供するため、ショートステイなどを行う一時預かり施設の充実も不可欠だ。

文部科学省によると平成29年度、公立小中学校に在籍する医療的ケア児は858人で、特別支援学校は8,218人に上る。

国は平成28年に成立した改定児童福祉法で初めて医療的ケア児の存在を法律上に明記。自治体に適切な支援を行なうよう努力義務を課した。

また、平成25年度から特別支援学校、平成28年からは公立小中学校も対象に、都道府県や市町村が看護師を配置する際の補助事業を始めた。これを契機に看護師を配置するなど受け入れ態勢を整える動きが全国的に広がりつつある。

文部科学省は今年6月、学校現場での医療的ケア児に関する検討会での議論を踏まえ、対応の方向性を示した「中間まとめ」を公表した。各地で実態を直視した真摯な議論が求められている。

学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「中間まとめ」概要

1. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方について

※小・中学校等を含む「すべての学校」、人工呼吸器の管理などを含む「すべての医療的ケア」を想定。

(1) 学校における医療的ケアに係る関係者の役割分担について

- ・教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが、その責任を果たし、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要
- ・国は、教育委員会や学校が参考となるよう、標準的な役割分担を示すことが必要。

| (役割分担の例) | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ○教育委員会 ・医療的ケアに係るガイドラインの策定 ・看護師の確保（雇用・派遣委託） ・教職員・看護師に対する研修（都道府県単位の支援） 等 | ○看護師 ・医療的ケアの実施、記録・管理・報告 ・必要な医療器具、備品等の管理 ・認定特定行業務従事者教職員への指導助言 等 | ○保護者 ・学校との連携・協力 ・必要な医療器具等の準備 ・健康状態の報告 等 |
| ○教職員 【校長等管理職】 ・校内の医療的ケア安全委員会の設置・運営 ・看護師の勤務管理 【認定特定行為業務従事者である教職員】 ・医療的ケアの実施（特定行為のみ）等 【養護教員】 ・児童生徒等の健康状態の把握 等 | ○医師 【教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医】 ・医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認 ・医療的ケアに関する研修 等 【主治医】 ・本人や学校の状況を踏まえた書面による指示 ・緊急時に係る指導・助言 ・個別の手技に関する看護師等への指導 等 | |

(2) 医療関係者との関係について

- ・地域の医師会や看護団体等の協力を得て、小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用することが必要。
- ・指示書の内容に責任を負う主治医との連携も不可欠。学校は医療的ケア児の健康状態等の必要な情報を主治医に提供することが必要。
- ・教育委員会は、医療的ケアや在宅医療に知見のある医師を学校医としたり、特に医療的ケアについて指導・助言を得るための医師（医療的ケア指導医）として委嘱したりすることが重要。

(3) 保護者との関係について

- ・健康状態や医療的ケアの頻度、想定される事故等や対応について説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、あらかじめ学校・保護者の双方で共通理解を図ることが必要。主治医等の医療関係者や相談支援専門員等を交えることも有効。
- ・健康がすぐれない場合の無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段の確保など保護者にも一定の役割。
- ・保護者の付添いについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき。やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しなどを丁寧に説明することが必要。

2. 教育委員会における管理体制の在り方について

- ・教育委員会は、域内の学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を策定。
- ・教育、福祉、医療等の関係部局・関係機関、保護者の代表者などから構成される運営協議会を設置。
- ・運営協議会の運営に当たっては、医療的ケアや在宅医療に精通した医師を加えるなど留意。
- ・看護師の配置については、教育委員会が自ら雇用するだけでなく、医療機関等に委託し、医療的ケアに係る指示と服務監督を一本化することも可能。その場合、看護師と校長や教職員との連携を十分に図ることが必要。
- ・都道府県単位での研修の実施など、都道府県教育委員会等による市町村教育委員会や市町村立小中学校への支援体制の構築が必要。

3. 学校における実施体制の在り方について

- 学校は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、各学校における実施要領を策定。
- 医療的ケア安全委員会を設置するなど、校長の管理責任の下、関係する教諭・養護教諭、看護師、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医等が連携し、対応できる体制を構築。
- 医療的ケア安全委員会の運営や個々の医療的ケアの実施に当たっては、主治医のほか、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医に指導助言を求める。
- 医師が近くにいない中で医療的ケアに当たる看護師の不安を可能な限り解消する配慮が必要。

※中間まとめとは別に、医療関係者の委員による教職員・看護師の研修テキストの編集作業を進め、進捗に応じて検討会議に報告予定。

▽詳しくは文部科学省HP▽

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406380.htm

「みんなのくるま2018」開催案内

「みんなのくるま」は、より多くの障害者がよりよい条件で自動車を運転できることを目指し、福祉車両の普及と運転環境の改善を図るために、平成11年から開催している。

当日は、「福祉車両が抱える問題」に関するシンポジウム、片手仕様のバイクの走行デモンストレーション、足で運転する車や両手のみで運転する車、車椅子のまま運転可能な車、ジョイスティック車など福祉車両の展示・同乗見学が行われる。

◇日 時 : 平成30年9月16日(日) 10:00~

◇会 場 : 帝京科学大学千住キャンパス(東京都足立区千住桜木2-2-1)

◇参加料 : 無料

◇主 催 : 公益財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター)

◇後 援 : 厚生労働省、国土交通省、(一社)日本自動車工業会、東京都、
(福)東京都社会福祉協議会、足立区、(福)足立区社会福祉協議会

▽詳細はこちら▽

http://www008.upp.so-net.ne.jp/ishizue/file/minkuru_top.html

お詫びと訂正

8月1日号に掲載しました内容に一部誤りがありました。正しくは下記の通りとなります。

○福井県肢体不自由児者父母の会連合会 ☎/FAX 0776-36-6829

第14回権利擁護・虐待防止セミナー 開催案内

- ◆テーマ：「子どもや子育て家庭を支える地域社会を目指して
～子どもの権利の保障に向けて～」
- ◆開催趣旨：児童虐待をはじめとする子どもの人権を侵害する事案が連日報道されるなど、依然、深刻な状況が続いています。
平成28年4月には、児童福祉法と児童虐待防止法の改正が行なわれ、子どもの権利の主体であることが明確にされるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策が強化されました。
一方で、平成30年6月には改正民法が成立し、平成34年より成人年齢が18歳へ引き下げされることとなり、親の同意なしに契約締結ができるなど、若い世代が悪質商法や消費被害にあいやすくなること等の新たな課題も指摘されています。
本セミナーは子どもを取り巻く環境について理解を深めるとともに、子どもの最善の利益を実現するために私たちに何ができるか考えることを目的に開催します。
- ◆主催：（社福）全国社会福祉協議会
- ◆期 日：平成30年9月11日（火） 10時30分～16時45分（受付開始10時）
- ◆会 場：全社協 灘尾ホール 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階
- ◆参加費：10,000円
- ◆申込締切：平成30年8月28日（火）必着 ※但し定員になり次第締切
- ◆問合せ先：【セミナー内容】
（社福）全国社会福祉協議会 政策企画部 担当：竹口、戸石
☎03-3581-7889 FAX：03-3580-5721
【参加申込み等に関する内容】
名鉄観光サービス(株)MICEセンター 担当：下枝、柴田
☎03-3595-1121 FAX：03-3595-1119

平成30年7月豪雨に対する被災状況の確認について

全肢連では各地で発生した記録的豪雨や浸水、土砂災害などの被害に遭われた方、避難生活を余儀なくされている方々の情報収集を行うとともに、被災された関係者に対する支援を迅速に進めていきたいと考え、7月6日（金）に全肢連理事・各県肢連会長・事務局宛に被災状況の確認についての協力依頼文書をメール・FAXにて発信しました。引続き、貴地域の被災状況情報を事務局までお寄せいただきますようお願い申し上げます。

同時に、大阪府北部地震により被害を受けた関係者等の状況も情報収集しています。

☆問合せ先☆ 全肢連事務局 ☎：03-3971-3666 FAX：03-3982-2913
[mail：web-info@zenshiren.or.jp](mailto:web-info@zenshiren.or.jp)

障害者自立支援にかかわる好事例募集のご案内

障害者の自立を支援する障害者自立支援機器（以下「支援機器」）は、障害者の活動や参加等を促す観点から極めて有用なものである。

一方、障害者の身体状況や置かれている生活環境は、多種・多様であり支援機器に求められるニーズも複雑多岐にわたる。

こうしたなか、技術シーズを持つ開発企業等については、障害者のニーズに基づき開発を進めるものの、製品化後の販路開拓に苦慮するケースは少なくなく、支援機器の効果的な活用方法や利活用にあたっての好事例を普及啓発することが求められている。

支援機器に対する開発補助を行うとともに障害者ニーズを的確に捉えた製品開発を促す観点から交流会を開催すること等により、開発の初期段階から製品化の一手前までの支援を行ってきましたが、今年度より新たに障害者ニーズを的確に踏まえて支援機器を開発し製品化した企業や研究機関、さらには支援機器を効果的に導入し利活用している福祉事業所等を全国各地から募り、全国の見本となる好事例を表彰する事業を行うこととなった。

◇募集期間：平成30年8月6日（月）～9月21日（金）

◇提出期日：平成30年9月21日（金）12時必着

◇対象となる支援機器：既に製品化されており、障害福祉サービス(在宅・施設)事業所または行政において実用的に使用されている支援機器を原則とする。

◇応募資格：＜技術開発研究部門＞国内の開発企業又は研究機関等

＜導入利活用部門＞障害者総合支援法による障害福祉サービス(在宅・施設)事業所又は行政等 ※個人は除く

◇応募方法：下記URLより所定の応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにて退出

<http://www.techno-aids.or.jp/jiritsu/example.shtml>

◇提出先： 障害者自立支援機器導入好事例普及事業

(問合せ先) 運営事務局(MS&ADインターリスク総研内) 担当：田中、大瀧

☎ 03-5296-8976（平日9時～17時）

E-mail interrisk_bcm2@ms-ad-hd.com

災害義援金 受領のご報告

このたびは、災害義援金を賜りありがとうございます。

皆様方のあたたかいご支援に心より御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しています。

平成30年8月7日 (公社)京都市身体障害児者父母の会

¥50,000-